

平成28年2月16日
平成28年度第2回
三田市生涯学習審議会資料2

平成29年度社会教育関係団体補助金の交付方針について

補助金等見直し ガイドライン

平成28年5月

三 田 市

I

策定の趣旨

補助金等の適正化に向けた見直しについては、これまでも市として取り組んできた経緯があります。

補助金等交付事務の適正化については、定期監査結果及び住民監査請求監査結果を受けて、平成24年度に補助金等交付要綱の未整備や内容不備を全庁的に点検し、所要の制定・改正を行いました。

また、平成17年3月策定の「補助金等の見直し方針・交付基準」に基づき、新行政改革プラン（平成20～23年度）の中で、補助対象経費や補助率の見直しによる補助金額の削減を行ってきました。しかし、その見直しは補助の継続を前提とした金額の削減にとどまり、補助の必要性や有効性といった視点からの見直しまでには至っていません。また、継続して見直しを行うための仕組みがないと、補助期間の長期化による支援の既得権化や団体等の自立を阻害するなどの課題が生じかねません。そのため、新成長戦略プラン（平成25～28年度）において、補助金の見直しに取り組むこととしています。

市民の税金をもって交付される補助金は、公益性、必要性、有効性、公平性等について市民に説明し、十分な理解を得る必要があります。「三田市まちづくり基本条例」においても、市が支出した補助金等に関する資料を作成し、公表することが規定されています。

本ガイドラインは、このような状況を踏まえ、既存の補助金の適正化や新しい補助金を創設する場合の指針を示し、より適正で透明性の高い補助金制度を継続的に確立するために策定するものです。

II

補助金等とは

補助金等とは、市が交付する補助金、交付金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を言います。

市が補助を行う根拠は、地方自治法に定められています。補助を行うことができるのは、公益上必要があると認められる場合となっています。「公益性」については社会情勢の変化とともに異なってくることもあるため、「公益性」が乏しくなっていないか、また現在のニーズに即しているかなどの必要性や、補助の目的・内容等が時代に即したものであるかを定期的に検証しなければなりません。

地方自治法第232条の2

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。

Ⅲ

補助金等の課題と見直し視点

1 補助金等の課題

補助金等の交付は、市の政策目標を実現するための手段として、重要な役割を担っています。その一方で、その公益性や効果が客観的な視点から十分にチェックされていないと、次のような課題が生じます。

- ◆ 補助金等を交付することが目的化し、本来の目的である公益に資することが検証されずに曖昧になっている。(公益性の問題)
- ◆ 補助の既得権化の傾向が強まり、公平性が失われ、役割が縮小したものや目的が達成されたものの、見直しが図られていない。(必要性・公平性の問題)
- ◆ 補助金等が税金で成り立っていることに留意した、効率的な活用が疎かになっている。(有効性の問題)
- ◆ 団体の補助金等への依存度が高く、自主財源の確保など自立に向けた姿勢が希薄になっている。(妥当性の問題)

そのため、個別の補助金等について、補助金額の削減のみを目的とするのではなく、適正かつ効率的な運用を目的として、上記のような課題が生じていないか、次の「2 共通事項」及び「3 個別事項」を参考に客観的な視点から検証の上、見直しを行うこととします。

なお、補助対象者が協働のパートナーである地域の団体や市民活動団体等の場合には、「三田市協働のまちづくり基本指針」に基づき、協働の原則に従って、相互理解を深めるとともに、補助事業の成果と課題を評価・検証し、その結果を団体等と共有したうえで見直しを行っていくこととします。

2 共通事項

◆ 補助根拠の確認と透明性の確保

補助金等には、貴重な税金が投入されているという認識のもと、補助の目的や対象等を明確にし、市民に対してきちんと説明できる補助根拠を整備しなければなりません。

補助金における上記課題の有無の検証の前提として、根拠となる要綱等があることを確認する必要があります。

◆ 補助率、補助金額

補助対象経費に占める補助金額の割合は、原則として2分の1以下を基準とします。補助金額の割合が2分の1を超えるものについては、行政関与の必要性に応じた負担割合になっているかを判断し、明確に説明する必要があります。

さらに、国や県等の補助事業に市も協調して補助を行っている場合は、上記の課題の検証に当たっては既に国又は県の補助が存するにもかかわらず追加して市が補助を行う理由を明確にする必要があります。

◆ 補助期間(終期)の設定

上記の課題の有無を定期的に検証する仕組みを内在化させるため、今後新設する補助金等については、事業の目的や効果を検証するため、原則として補助期間(終期)を補助要綱に定め、既存の補助金等についても、評価・見直しサイクルに合わせて補助期間(終期)を原則として3年間以内とし、点検・評価した上でその都度、継続交付について判断します。

3 個別事項(性質分類別の見直し視点)

補助金等は、その補助対象や内容により性質が異なり、それぞれの性質によって抱える課題も異なります。そのため、上記に加えて補助金等を性質別に分類し、それぞれの性質に対応した適正化を図ります。

区分	内容	見直しの方向性・視点
A 団体運営補助	<p>団体運営補助には、その団体が自立するまでの一定期間経済的援助をする性質のものがあり、このような補助については、段階的な減額や終期の設定等により、団体の自立を促す必要がある場合や団体の公益性のある活動事業に対して、個別の事業補助へ切替えが可能な場合もあり、これらを踏まえて下記の性質等に応じて課題の有無を検証する。</p>	
	<p>①市施策補完型 市の施策を補完するために活動する団体、公的な性格が強い団体、外郭団体等に対する補助</p>	<p>◆ 団体等との役割分担を検証し、継続あるいは事業補助への転換や、委託事業への転換を図る。</p>
	<p>②団体支援型 団体への経費負担的な援助型補助</p>	<p>◆ 「三田市協働のまちづくり基本指針」に基づき、団体に対する資金的支援ではなく、団体が行う公益性のある事業については、事業費補助へ転換する。 ◆ 団体の自立の度合いや団体の収支状況も踏まえて、補助の適否を判断し、段階的な減額や終期を設定する。</p>
B 事業補助	<p>①行政サービス補完型・奨励事業補助 ・行政サービスを補完する、または代替する取組み(事業)に対する補助 ・団体等が自主的に行う事業について、公益性等が高いものに対し、奨励・援助する目的で補助するもの</p>	<p>◆ 過度のサービス供給とならないよう、適正な補助率・補助額とする。 ◆ 特定の団体等に対し長期にわたって継続している補助は、交付団体等の範囲を拡大できるよう、公募型補助事業への転換を図る。 ◆ 委託事業または市直営での実施が適切と判断される場合は、事業手法の切替えを行う。 ◆ 市の上乗せ補助は、合理的な理由がない限り行わない。 ◆ 国・県等の制度による補助については、当該補助制度終了をもって補助を終了する。市単独補助として継続する場合は、根拠を明確にする。</p>

区分	内容	見直しの方向性・視点
B 事業補助	②イベント・大会補助	<ul style="list-style-type: none"> ◆補助金額の算出にあたり、対象経費を含め、積算を明確にする。 ◆自主財源の確保に向け努力を促す。 ◆事業目的や内容が時代に即したものになっているかを検証する。
	③建設事業補助	<ul style="list-style-type: none"> ◆団体固有の財産への補助であるため、補助効果に見合った補助率・補助額となっているか留意する。 ◆国・県等の制度による補助については、当該補助制度終了をもって補助を終了する。市単独補助として継続する場合は、根拠を明確にする。
C 扶助的補助	児童福祉施設や社会福祉施設の利用者負担を軽減するなど、扶助目的に補助するもの	<ul style="list-style-type: none"> ◆給付と負担の公平性を確保するため、所得要件や税の納付状況等に留意する。 ◆扶助的性格が特に強いものについては、扶助費へ転換する。 ◆市の上乗せ補助は、合理的な理由がない限り行わない。 ◆国・県等の制度による補助については、当該補助制度終了をもって補助を終了する。市単独補助として継続する場合は、根拠を明確にする。
D 利子補給補助	企業等の融資貸付、借入金にかかる利子等補助	<ul style="list-style-type: none"> ◆制度の目標に応じた終期とする。 ◆金利情勢に応じた利子補給率とする。
E その他	上記分類のいずれにも属さないもの	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業の必要性、対象範囲、公平性を欠いていないかを検証する。 ◆実施手法の変更等による転換を行う。

平成29年度社会教育関係団体補助金要求額等一覧

平成28年度第2回三田市生涯学習審議会【資料②】

三田市生涯学習審議会の意見

(単位：千円)

団体名	発足	会員数 H28現在	目的	主な事業	区分	団体の 事業費	上限金額	所管
三田市PTA連合会	昭和45年 8月	3,440人	子どもの健全な育成を願い、保護者と教師が平等の立場に立って教育のあり方や各々の果たすべき役割等を学び、単位PTAが相互に連携しその振興に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 三田市PTA連合会組織活性化事業補助金（PTCA活動支援事業） リーダー研修会 広報紙の発行 PTCA活動実践発表会参加 各種関係機関研修会参加 	事業補助	H29予算	698	学校教育課
						H28予算	785	
						H27決算	795	
						H29予算	72	
						H28予算	72	
						H27決算	72	
日本ボーイスカウト兵庫連盟三田第1団	昭和56年 12月	65人	青少年がボーイスカウトの組織を通じて、発達段階に応じて自発的に活動し、心身の健康づくりや積極的なボランティア活動に取り組み、青少年の健全育成並びに地域リーダーの養成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 野外活動 清掃活動 体験学習 各種ボランティア活動 キャンプ 	事業補助	H29予算	1,721	文化スポーツ課
						H28予算	1,721	
						H27決算	2,373	
ガールスカウト日本連盟兵庫県第90団	平成元年 5月	25人	青少年がガールスカウトの組織を通じて、発達段階に応じて自発的に活動し、心身の健康づくりや積極的なボランティア活動に取り組み、青少年の健全育成並びに地域リーダーの養成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 野外活動 清掃活動 体験学習 各種ボランティア活動 キャンプ 	事業補助	H29予算	1,456	文化スポーツ課
						H28予算	1,857	
						H27決算	1,806	
三田市連合婦人会	昭和33年 7月	510人	市内地区婦人会員相互の連絡協調を図り、各会員の地位向上と親睦に務め、学習活動、奉仕活動を推進して地域の発展に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> 環境美化活動 人権研修会の開催 健康づくり推進 子育て支援・多世代交流事業 等教養講座の開催 夏期大学 市主催事業への参加協働 	事業補助	H29予算	280	多世代活躍支援課
						H28予算	280	
						H27決算	280	
						H29予算	1,202	
						H28予算	1,207	
						H27決算	1,397	
三田ユネスコ協会	昭和39年 7月	77人	ユネスコ憲章に基づき、教育・科学文化を通じて国際理解と世界平和に貢献し、併せて会員相互の親睦を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 私の町のたからもの絵画展 平和の鐘を鳴らそう運動 親子茶の湯体験会 書き損じハガキキャンペーン 	事業補助	H29予算	1,539	文化スポーツ課 (生涯学習サポート)
						H28予算	1,563	
						H27決算	1,348	
三田市子ども会連絡協議会	昭和33年	921人	三田市内の子ども会相互の連絡と資質の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 防災講座の開催 プレイオオプテルドレンの開催 オセロ大会の開催 育成者研修会の開催 三田市子ども会連絡協議会安全委員会保険一部負担金（1/2負担） 	事業補助	H29予算	925	文化スポーツ課 (生涯学習サポート)
						H28予算	974	
						H27決算	342	
						H29予算	108	
						H28予算	150	
						H27決算	129	